

府政防第 951 号
消防災第 127 号
国水砂第 208 号
気企第 74 号
令和 3 年 9 月 6 日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿
砂防担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
気象庁総務部参事官（気象・地震火山防災）

令和 3 年 7 月から 8 月の豪雨を踏まえた土砂災害に係る避難情報について

平素より防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）」（令和 3 年 5 月 10 日改正法公布）により、避難勧告・避難指示を避難指示へ一本化する等、避難情報を見直したところです。これに伴い、内閣府（防災担当）による「避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）」や国土交通省による「出水期における防災態勢の強化について（注意喚起）」（令和 3 年 5 月 28 日付事務連絡）において、土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村は避難指示を発令することを基本とする旨、貴管内市町村への周知をお願いしたところです。

一方で、今般の豪雨において、土砂災害警戒情報が発表されているにもかかわらず、避難指示が発令されない状況で、人的被害を伴う甚大な土砂災害が発生する事案が複数ありました。

つきましては、下記の内容にご留意のうえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 土砂災害警戒情報が発表された際には、貴都道府県の防災担当主管部局と砂防担当主管部局が、土砂災害警戒情報発表状況と避難情報発令状況を情報共有するなど、両部局間でよく連携し、管内市町村に対して必要な助言や支援等を行うこと。
2. 以下について、貴都道府県内の市町村へ周知を徹底するとともに、実際に土砂災害警戒情報が発表された際には、当面、以下を市町村へ周知すること。

- ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況であることから、土砂災害警戒情報が発表された際には、市町村長が適切に状況を把握し、住民の命が守られるよう適切に判断すること。
- ・土砂災害警戒情報が発表された際には、市町村の防災担当主管部局と砂防担当主管部局等が、土砂災害警戒情報発表状況と避難情報発令状況を情報共有するなど、部局間でよく連携すること。

＜問合せ先＞

（避難情報に関すること）

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
岩井風水害対策調整官、長野主査

TEL：03-3501-5693

- 消防庁国民保護・防災部防災課

中村災害対策官、徳田係長、宮本事務官

TEL：03-5253-7525

（土砂災害警戒情報に関すること）

- 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室
松本企画専門官、道面火山対策係長

TEL：03-5253-8468

- 気象庁総務部企画課防災企画室

紺野調査官、田邊防災情報企画係長

TEL：03-3434-9074